

令和 8 年度第 1 回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会

次 第

日時：令和 8 年 9 月 17 日（木）午後 3 時から 4 時 30 分まで

場所：オンライン（配信会場：県庁西館 3 階第 1 会議室）

URL：<https://us02web.zoom.us/j/83898536584?pwd=f6lc9AnQPip2Y3zsjlhKb3jrbEq2Jt.1>

ミーティング ID:838 9853 6584

パスワード:503707

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

第 3 期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について

4 閉 会

【資料】

資料 1 ～ 8 次期ギャンブル等依存症対策推進計画骨子案等

資料 9 次期ギャンブル等依存症対策推進計画（概要版）

令和8年度第1回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会 出席者名簿

1. 委員

所 属	役 職	氏 名
医療法人十全会聖明病院	院 長	古川 愛造
G A静岡グループ		塚本 寿高（欠席）
ギャンブル等依存症の 家族の自助グループ		鈴木 伸夫
浜名湖ボートレース企業団	総務課長	山内 貴
静岡市公営競技事務所	所 長	國分 英夫
浜松市産業振興課公営競技室	室 長	池野 聡明
伊東市公営競技事務所	所長補佐兼事業係長	掬川 将景
静岡県遊技業協同組合	専務理事	成宮 康晴（代理）
静岡福祉大学社会福祉学部	教 授	長坂 和則
静岡県弁護士会		青柳 恵仁
静岡県司法書士会		渡邊 直人
静岡保護観察所	所 長	中島 祐司
静岡県県民生活課	課長代理	勝又 江里（代理）
静岡県精神保健福祉センター	所 長	新里 馨
静岡県西部保健所	所 長	馬淵 昭彦
静岡県教育委員会健康体育課	課 長	山崎 康之
静岡県警察本部生活保安課	課長	依田 隆利（欠席）
事務局	障害者支援局長	加藤 克寿
	精神保健福祉室長	佐野 淳一
	精神保健福祉班 班長	前田 直也
	精神保健福祉班 主事	洲脇 大智

2. 陪席者

所 属	役 職	氏 名
静岡市こころの健康センター	主任主事	中村 花菜
浜松市障害者支援課	主 任	岡 寄 光慶
静岡県経済産業部産業人材課	主 任	渡邊 夏樹
静岡県健康福祉部福祉長寿政策課	参事兼課長代理	太田 和宏
静岡県教育委員会義務教育課	教育主査	石塚 洋行
静岡県教育委員会高校教育課	教育主査	大島 遼平
静岡県教育委員会特別支援教育課	教育主査	加茂 聡
静岡県精神保健福祉センター	精神保健福祉班長	天王沢 智子

令和8年度 第1回 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会

日 時	令和8年9月17日(木) 15:00～
場 所	オンライン開催
協議事項	第3期 静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について
報告事項	

1

目次：【静岡県ギャンブル等依存症対策推進協議会】協議資料

- 1 ギャンブル等依存症対策推進計画改定の経緯・背景
- 2 静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況
- 3 関係事業者による取組状況
- 4 医療機関・相談機関における現状認識
- 5 【第3期】県計画の策定に向けた検討【現状の課題認識】
- 6 【第3期】県計画の策定に向けた検討【骨子案】
- 7 【第3期】静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定【骨子案】
- 8 今後のスケジュール

2

1 ギャンブル等依存症対策推進計画改定の経緯・背景

(1) 経緯

時 期	内 容
平成30年10月	ギャンブル等依存症対策基本法 施行
平成31年 4 月	国：ギャンブル等依存症対策推進基本計画(第 1 期) (平成31年度～令和3年度)
令和 3 年 3 月	静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画(第 1 期) (令和 3 年度～令和 5 年度)
令和 4 年 3 月	国：ギャンブル等依存症対策推進基本計画(第 2 期) (令和 4 年度～令和 6 年度)
令和 6 年 3 月	静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画(第 2 期) (令和 6 年度～令和 8 年度)
令和 7 年 3 月	国：ギャンブル等依存症対策推進基本計画 (第 3 期)
令和 9 年 3 月 (予定)	静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画 (第 3 期)

3

1 ギャンブル等依存症対策推進計画改定の経緯・背景

(2) 国基本計画の改定(R 6 年度末)【改定の背景】

社会状況の 変化	・コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行（売上げの8～9割がインターネット投票） ・地域における関係機関間の更なる連携強化が必要	・オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育 ・オンラインカジノサイトやインターネット上における広告・紹介サイトへのアクセスの抑止 ・オンラインカジノへの送金やクレジットカード決済の抑止
今後の取組 の方向性	・公営競技のオンライン化への対応 ・若年者対策の強化 ・依存症対策の基盤整備等	・取締りの強化 ・オンラインカジノの違法性等の周知 ・オンラインカジノサイトへのアクセス対策 ・オンラインカジノの決済手段対策

4

1 ギャンブル等依存症対策推進計画改定の経緯・背景

(3) 国基本計画における【今後の取組の方向性】

①公営競技のオンライン化による対応等

1 公営競技のオンライン化への対応

- ① アクセス制限制度等の利便性向上及び効果的な周知
- ② インターネット投票データ等を分析し、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる。
- ③ クレジットカード等後払い決済の見直しの検討

2 若年者対策の強化

- ① 動画等の資料を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化
- ② 若年者への普及啓発の観点から、地域において教育委員会等との連携を強化
- ③ 各相談窓口において、電話に加え多様な相談手段を検討

3 依存症対策の基盤整備等

- ① 地域における専門医療機関等の整備の推進
- ② 多重債務問題等の観点から、地域の相談拠点と司法書士等の連携を強化
- ③ 宝くじについて、ウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、自主的な取組を推進

②オンラインカジノに対する対策推進

1 取締りの強化

- オンラインで行われる賭博の運営に関与する者の取締りを強化

2 オンラインカジノの違法性等の周知

- ポスターやSNS等を活用し、広く違法性の周知等を推進するとともに、青少年向けのリーフレットや「インターネットトラブル事例集」等の資料や非行防止教育等の機会を活用するなどして、青少年への教育・啓発を実施

3 オンラインカジノサイトへのアクセス対策

- ① オンラインカジノの広告表示や紹介サイトの開発の禁止等適切な対応をとるよう普及啓発の実施
- ② 広くフィルタリングの普及啓発を実施するとともに、フィルタリングの導入を推進

5

2 県ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況（第2期計画の概要）

重点目標

1 学齢期の段階からギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防

2 ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制の整備

対策	基本的な方向性	基本的施策
発生予防	学齢期からの正しい知識の普及・教育及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり	正しい知識の普及啓発
		教育の振興等
		不適切なギャンブル等への誘引防止
		こころの健康づくり
進行予防	誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる連携体制づくり 医療の充実と連携の促進	ゲーム障害、ネット依存に対する啓発
		相談支援の充実
回復支援 再発予防	ギャンブル等依存症である者が円滑に回復、社会復帰するための支援体制づくり	医療の充実等
		社会復帰の支援
関係する諸問題への対応	ギャンブル等依存症対策に関連する諸問題に関する取組	民間団体の活動に対する支援
		多重債務問題への取組
		違法なギャンブル等の取締り等の強化
基盤整備	ギャンブル等依存症対策に向けた体制の整備、人材の確保、調査研究の活用	クロスアディクションに関する理解促進
		依存症対策の体制整備
		人材の確保
		調査研究の活用等

6

2 県ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況 第2期(R6～R7)中の取組状況①

重点目標：学齢期の段階からギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたる発症を予防					
＜基本的な方向性＞ 正しい知識の普及・教育及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり					
基本的施策		指標項目・目標値	取組実施状況		担当課
発生 予防	正しい知識の普及啓発	県民向けフォーラム等の開催(年1回)	R6	「アディクションの移り変わり」をテーマに、依存症フォーラムの開催1回：54人	障害福祉課
			R7	「家族」をテーマに、講師による基調講演、当事者家族によるパネルディスカッションの実施：1回・79人参加	
		大学等へのリーフレット配布を通じた知識の普及啓発(年1回)	R6	子供・若者育成支援推進強調月間でリーフレット配布	社会教育課
			R7	同上	
	教育の振興	高等学校におけるギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導の実施(継続実施)	R6	各校にて学校への所管事項説明時に、ギャンブル等依存症に関する資料配布	健康体育課
			R7	同上	
	誘引防止	予防に配慮した広告・宣伝(継続実施)	R6	啓発ポスター・リーフレット配布、場内放送等にて周知	公営競技事業者遊技業協同組合
			R7	同上	
		本人・家族申告によるアクセス制限(継続実施)	R6	対応窓口を設置して本人からの申請・相談に応じて実施	公営競技事業者遊技業協同組合
			R7	同上	
		20歳未満に利用させない取組(継続実施)	R6	警備員による入場者に対する声掛け、年齢確認等を実施	公営競技事業者遊技業協同組合
			R7	同上	
	こころの健康づくり	ゲートキーパーの養成数	R6	R6養成数3,864人 県や市町等により養成研修実施	障害福祉課
			R7	R7養成数3,970人 県や市町等により養成研修実施	
	ゲーム障害・ネット依存	ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップの開催回数	R6	沼津、富士、静岡、掛川、浜松、オンラインの県内各地域にて実施	障害福祉課
			R7	同上	

7

2 県ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況 第2期(R6～R7)中の取組状況②

重点目標：ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制の整備					
＜基本的な方向性＞ 相談・連携体制、医療の充実、社会復帰の支援、多重債務問題への取組、人材の確保等					
基本的施策		指標項目・目標値	取組実施状況		担当課
進行 予防	相談支援の充実	相談拠点:精神保健福祉センター主催の相談会の実施回数(年60回)	R6	ギャンブル依存を含む相談会開催：計36回	精神保健福祉センター
			R7	ギャンブル依存を含む相談会開催：計22回	
		相談拠点:精神保健福祉センター主催の相談支援者向け研修の実施回数(年1回)	R6	依存症支援者研修：26人参加	精神保健福祉センター
			R7	依存症支援者研修：88人参加	
		関係事業者による相談支援(継続実施)	R6	公営競技事業者、遊技業協同組合ともに実施	公営競技事業者遊技業協同組合
			R7	同上	
		消費生活相談員による相談支援(継続実施)	R6	多重債務相談の実施、専門機関の紹介	県民生活課
			R7	同上	
進行 予防	医療の充実	依存症専門医療機関の選定数(R7年度…3機関)	R6	聖明病院(富士市)、服部病院(磐田市)2病院	障害福祉課
			R7	同上	
		医療従事者向け研修の受講者数(R6～R7累計…99人)	R6	医療・福祉従事者向け研修：計65人	障害福祉課
			R7	医療・福祉従事者向け研修：計34人	
再発 防止	社会復帰の支援	リカバリーミーティングの実施	R6	計30回実施	精神保健福祉センター
			R7	計24回実施	
		生活困窮者支援、就労支援などの社会復帰に携わる者への研修の実施回数(年1回)	R6	依存症フォーラムに生活困窮者支援者が任意参加	障害福祉課 地域福祉課
			R7	同上	
基盤 整備	依存症対策体制整備	依存症問題従事者研修の開催回数	R6	1回・26人参加	精神保健福祉センター
			R7	1回・88人参加	
		関係機関による連絡協議会の開催回数(年1回)	R6	ギャンブル等依存症対策連絡協議会：1回開催	障害福祉課
			R7	同上	
		関係事業者における従事者向け研修の開催回数(毎年度継続実施)	R6	公営競技事業者、遊技業協同組合ともに実施	公営競技事業者遊技業協同組合
			R7	同上	

8

3 関係事業者による取組状況①

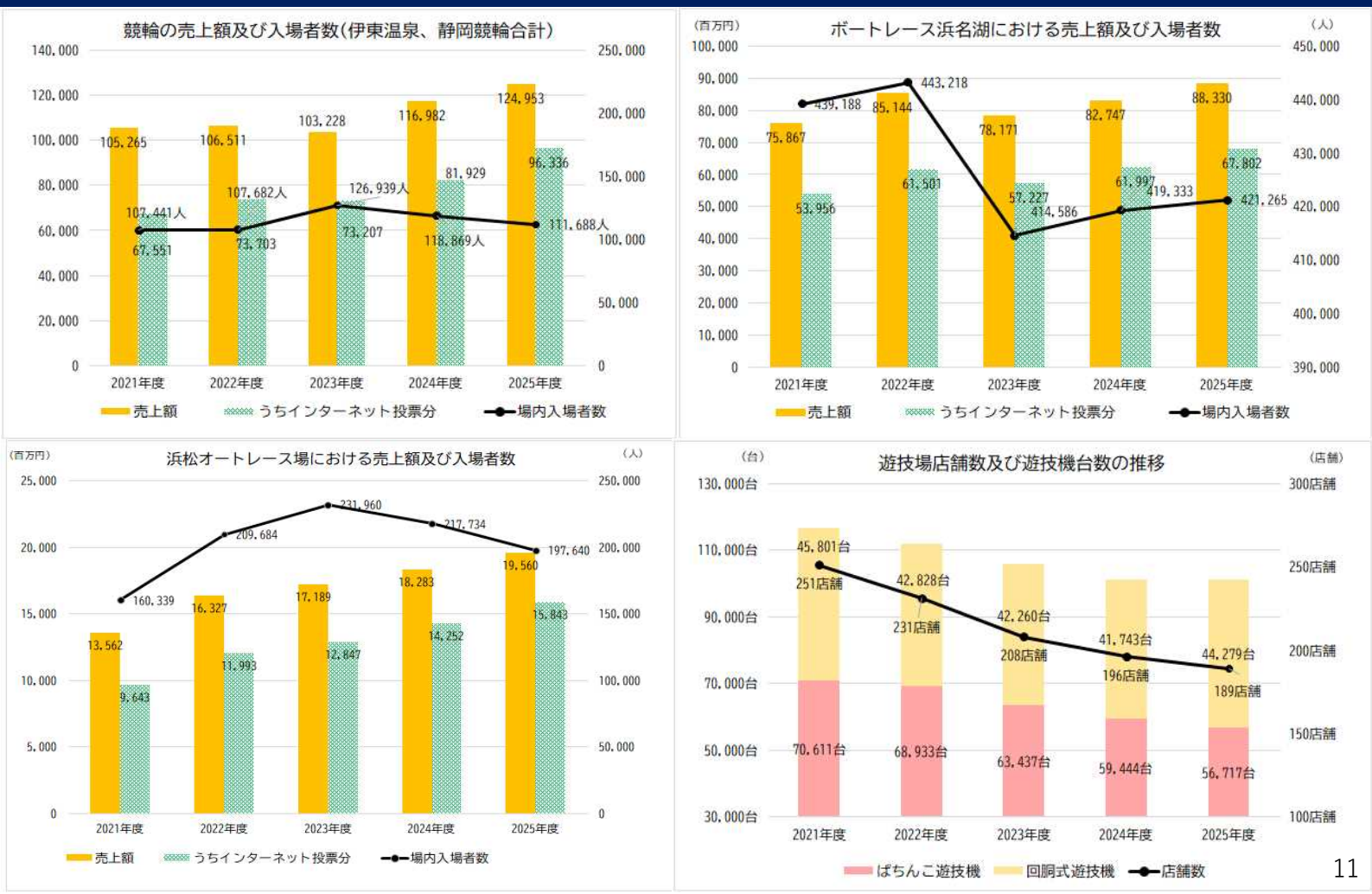
		浜名湖ボート	静岡競輪	伊東温泉競輪
発生予防	ギャンブル依存の予防に配慮した広告・宣伝	令和4年3月に制定された「ボートレース広告・宣伝指針」等に基づいた広告・宣伝を実施	令和4年3月に制定された「競輪の広告・宣伝に関するガイドライン」及び「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等に基づいた広告・宣伝を実施	令和4年3月に制定された「競輪の広告・宣伝に関するガイドライン」及び「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等に基づいた広告・宣伝を実施
	本人家族申告によるアクセス制限の強化	本人記入による入場制限の同意書の提出 0人	対応窓口を開設し相談があれば対応できる体制を維持 0人	申告があった場合、入場制限等を行える体制を維持 0人
	20歳(18歳)未満の者の利用の禁止	出走表、広告物、場内放送、場内映像、ステッカーの添付、巡回警備強化等による20歳未満の者への注意喚起等を実施	場内でのポスター掲示及び静岡競輪場HPへの掲載	警備員による年齢確認の実施
進行予防	関係事業者による相談支援の実施	本人申告による入場制限解除を実施 相談件数1件	相談窓口を設置 …相談者なし	相談窓口を設置 …相談者なし。
基盤整備	依存症対策の体制整備(研修・相談窓口の周知等)	・県公営競技連絡協議会 ギャンブル等依存症研修：2名 ・ボートレース業界 ギャンブル等依存症階層研修：5名	県公営競技連絡協議会主催の研修	県公営競技連絡協議会主催の研修：9名

9

3 関係事業者による取組状況②

		浜松オート	遊技業協同組合
発生予防	ギャンブル依存の予防に配慮した広告・宣伝	ポスター、開催日程カード 83,760枚 開催告知CM 6種類(100本) 新聞広告 21開催分	店舗内のポスター、新聞折込チラシ、インターネット広告等について、風営適正化法及び本年度業界が制定した「広告・宣伝ガイドライン」に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を実施
	本人家族申告によるアクセス制限の強化	本人からの申請により永久的な入場禁止措置を実施 2名	自己申告プログラムや家族申告プログラムの導入
	20歳(18歳)未満の者の利用の禁止	警備員による入口での入場規制及び場内巡回による車券発売機での購入監視を実施 0名	アナウンス等による注意喚起、従業員の声かけや年連確認を実施
進行予防	関係事業者による相談支援の実施	依存症相談窓口を設置 0名	店舗内にネットワークの相談窓口等が記載されたポスター等を掲示
基盤整備	依存症対策の体制整備(研修・相談窓口の周知等)	・全国小型自動車競走施行者協議会が開催した研修会に参加 2名 ・静岡県公営競技連絡協議会が開催した研修会に参加 1名	講習会を計画的に開催して、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を育成し、ぱちんこ営業所への複数配置を推進

3 関係事業者による取組状況③【オンライン化の状況】



4 医療機関・相談機関における現状認識【医療機関:聖明病院】

受診患者の動向・傾向		○入院患者の依存傾向と特徴 ・従来のパチンコ・スロットから、スマホでの公営ギャンブルへ移行するケースが多い。 ・就労者は公営ギャンブルへの依存、生活保護受給者はパチンコへの依存が多い。 ・他の依存症と比較して、比較的早い段階で否認が消え、自身の病識を得やすい傾向がある。 ○デイケア利用者の動向 ・若年者（20～30代）及び男性が大半 ・仕事や学業を継続しながら治療を受けたいというニーズがある。
受診・相談を通じた課題・困難		○入院治療においては、借金問題の存在が治療へのモチベーションを阻害しやすく、医療従事者には単なる精神的ケアだけでなく、具体的な借金問題への解決・アドバイススキルが強く求められている。 ○デイケアにおける課題と困難 ・就労層における仕事の疲労や土曜勤務による欠席が、社会生活と治療の両立を困難にしている。 ・見学から初期利用、さらに継続的な定着に至るまでのドロップアウト率の高さ ・発達特性（ASD傾向など）や知的能力の多様性 ⇒集団プログラムと並行した手厚い個別フォロー体制の確保が求められている。
今後の方向性		関係機関との連携にあたっての課題感
回復支援・再発防止	社会復帰の支援	○当事者が就労などで社会復帰を果たし、デイケアの利用頻度が減少する（またはデイケアを卒業する）移行期において、治療の継続や再発防止のためにGA等の自助グループ（地域資源）へ繋がってほしいという意図があるものの、実際の移行や定着に困難さを感じている。

地域に数多く存在する潜在的な関係機関（各種福祉サービス、就労支援、金銭・多重債務相談、法律相談窓口など）のすべてを医療機関単体で網羅的に把握し、個別に連携ルートを開拓・維持することには限界があり、医療機関と地域資源がスムーズに繋がれるよう、県が主導となり、これらの多様な関係機関に向けて「ギャンブル等依存症の特性」や「拠点病院が持つ専門プログラム」に関する積極的な広報・啓発活動、あるいは関係機関のマップ化（ネットワークの可視化）をお願いしたい。

4 医療機関・相談機関における現状認識【相談機関①】精神保健福祉センター

相談者の動向・傾向		○男性が多く、年齢は20代から50代がメイン。 ○家族に言われて本人が相談に来るケースが多い。 ○スマホなどネット環境でのギャンブルで借金を作っているケースが多く見られる。
相談支援を通じた課題・困難		○家族に言われて相談しているため、本人はやや危機感が乏しい場合がある。 ○発達障害の特性をベースに持っている人が少なからずいて、集団参加の難しさもあり、既存のグループ（リカバリーミーティング）で良いのか、そこに参加した場合本人の役に立っているのか、支援に迷うことがある。
施策の方向性		関係機関との連携にあたっての課題感
発生予防	ゲーム障害・ネット依存	○思春期のケースの場合、依存症として拠点病院で治療を行うことがそぐわないケースが見られ、紹介先が乏しい。 ⇒学校と共有して支援できるとよい。
進行予防	相談支援の充実	○リカバリーミーティングに通い続けている方が、地域の相談先につながる流れが十分に整っていない。 ○新規の受入れのために枠を確保する意味でも、地域につなげる必要性を感じている。
	医療の充実	○拠点病院が少ないため、遠方で利用できない方がいる。

13

4 医療機関・相談機関における現状認識【相談機関②】静岡市こころの健康センター

相談者の動向・傾向		○20～40代の働き盛り・若年層が全体の7～8割を占めており、中でも20代の割合が年々増加（R5：20％→R7：28％）している ○男性が約8割～9割と圧倒的多数だが、令和7年度は女性の割合が14％に微増している ○相談経路はHPが約8割と極めて高く、ネット検索で主体的に窓口にたどり着くケースが主流 ○相談件数及び回復プログラムの運用実績から、令和6年度から令和7年度にかけて相談件数は減少（実数63件→46件）しているものの、回復プログラムの実績は高水準を維持
相談支援を通じた課題・困難		○家族がどれほど困惑・疲弊しても、本人の問題意識や相談意欲が乏しく、家族との関係性がこじれることでさらに依存が深まるという悪循環が生じる ○相談から初期プログラムへの開始率は約7割と高いものの、最終的なプログラム修了に至る割合は開始時のわずか1割に留まる。 ⇒一時的にギャンブルをやめられたり、借金解決などの目処が立つと「問題が解決した」と誤認し、デイケアや相談が途絶えてしまう
施策の方向性		関係機関との連携にあたっての課題感
発生予防	正しい知識の普及	○「ホームページ」を経由した相談が約8割と大半を占める一方、他機関からの紹介は未だ約2割に留まっている。 ⇒他機関への周知と連携強化が必要である。
	教育の振興	○ギャンブル依存だけではなく、自殺対策を含めたあらゆる依存について依存症関連団体と連携した啓発活動を推進していく必要あり。
	こころの健康づくり	○就労世代の発症予防においては、企業等に対してうつ病等のメンタルヘルス不調と同様に『依存症』への理解も促す必要がある。 ○産業保健分野と連携した職場環境づくりや啓発の推進が課題である。
	ゲーム障害・ネット依存	○個別の相談対応と静岡県の事業や依存症家族教室を案内に留まっており、各関係機関との連携にまで至っていない
進行予防	相談支援の充実	○本人の問題行動だけではなく、その背景に思いをはせ、繋いだ後の並行支援のあり方や、機関連携の仕組みづくりが今後の課題である。
	医療の充実	○うつ病等の精神疾患と依存症を併発しており主治医が依存症を専門としていない場合、依存症についての助言を求めるケースが一定数ある。本人のうつ病等の重症度や治療方針がわからない中、対応していくことが適切なのか判断が難しい。
回復支援・再発防止	社会復帰の支援	○相談者の多くが就労世代であるため、日程が固定される集団プログラムへの参加が難しい ○企業側が従業員のメンタルヘルスや依存症に関する理解を深め、治療を継続しながら働き続けられるような、寛容な職場風土・復職支援環境の醸成を地域全体で働きかけていく必要がある。
	クロスアディクション	○ギャンブル以外の依存について、連携先の確保に苦慮している。

14

4 医療機関・相談機関における現状認識【相談機関③】浜松市精神保健福祉センター

相談者の動向・傾向		○依存問題による相談が全体の4割を占め、年々増加傾向にある。 ○依存の対象がひとつではなく複数による場合や、背景に発達障害や知的障害が伺えるケースが増えている。
相談支援を通じた課題・困難		○相談者の増加により適切なタイミングでの受診ができない ○独居当事者には身近な支援者がおらず、ストレスマネジメントの場が不足している。 ○相談に来る家族から、非現実的な対応を期待されることがあり、行政・支援現場との意識のズレ
施策の方向性		関係機関との連携にあたっての課題感
発生 予防	正しい知識の普及	○正しい知識として偏りがなくリスクに関する啓発も企業と連携する必要がある。
	ゲーム障害・ネット依存	○当事者フォロー（治療）と家族フォローを並行して進める環境がないため、足並みがそろわない。 ○ゲーム依存、ネット依存対策は、当事者だけでなく家族も含めた取り組みや環境調整が必要であることの認識がまだ浸透していない印象がある。
進行 予防	相談支援の充実	○管轄内に専門医療機関がなく、専門相談機関も精神保健福祉センターのみであり支援機関が少ない。
	医療の充実	○医療機関より受診時や通院中断時の連絡が入らない ○退院後の支援について、検討する機会がない ○依存対象によって医療機関の対応に差がある
回復 支援 ・ 再発 防止	クロスアディクション	○当事者への環境・人的サポートの選択肢が必要であり、地方は特に不足している

15

4 医療機関・相談機関における現状認識【相談機関④】（県民生活センター）

相談者の動向・傾向		○相談者の大半は「家族・親族」 ⇒本人から金の無心をされた親族が債務不履行や破綻に陥り、やむを得ず相談するケースがほとんど ○悪質なネット広告による二次被害 ⇒「簡単に借金が返済できる」というネット広告を信じて登録した結果、債務は減らず高額な登録料だけを騙し取られる二次被害が発生。 ○（ゲーム）10代以下の子供による親名義のクレジットカードやキャリア決済を用いた高額課金
相談支援を通じた課題・困難		○契約者本人不在による介入の限界 ⇒消費生活相談は契約関係上、契約者である本人からの相談が原則であり、本人以外からの相談では、行える助言が極めて制限される。 ○正確な債務状況の把握困難 ⇒根本的な債務整理の方針策定ができない ○専門外（依存症治療）に対する役割の限界 ⇒ギャンブル等の依存症自体に対する治療や専門的な助言が行えず、専門窓口を紹介することしかできない ○外部の専門・医療機関との連携における障壁 ・機関選定の難しさ ⇒当事者の依存状態によって対応できる医療機関が異なるため、適切な案内先を判断することが困難 ・支援のミスマッチ ⇒相談機関に繋いでも差し戻されるなど、たらい回し状態が発生し、その後のフォローアップが困難になる

16

5 第3期 県計画の策定に向けた検討【現状の課題感】

現状の課題感

◆昨年度の【静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会】での主な意見

- インターネット投票の普及による影響（時間・場所を問わず投票が可能）
- オンラインカジノ…スマホをギャンブルの入り口として若年層まで利用しやすい環境
- 児童生徒及び保護者への適切な知識普及が重要
- 仮想通貨等、新しいギャンブル等依存症が出てきている
- 最近の研究ではギャンブル等依存症の自然寛解率は5%程度であり、治療の有効率が高い

◆その他、診療・相談等を通じての主な課題感

- 若年層・就労世代におけるオンラインギャンブル等への対応
- 専門的な相談・医療につながりやすい体制の確保
- 相談・治療開始後の継続支援と離脱防止
- 医療・相談・福祉・多重債務相談等の関係機関の連携強化
- 複合的な問題を抱える当事者への包括的な支援
- 家族支援および社会生活・地域生活を支える回復支援の充実

17

6 第3期 県計画の策定に向けた検討【骨子案】

基本理念や重点目標については現行計画を踏襲しつつ、実態調査の結果や社会状況の変化を踏まえて、計画に反映する。

第3期計画【骨子案】の主なポイント

1 国の【第3期ギャンブル等依存症対策推進基本計画】との整合

＜国基本計画で『基本的施策』に追加されている施策の検討＞

- ・公営競技のオンライン化による対応等
- ・若年者対策の強化
- ・依存症対策の基盤整備等
- ・オンラインカジノ対策

2 現状の課題感を踏まえて今後の方向性を検討

- ・オンライン化の進展及び若年者への対応
- ・オンラインカジノをめぐる問題への対応
- ・本人及びその家族の早期相談・早期支援
- ・相談・治療から回復支援までの継続的な支援
- ・多重債務等の関連問題への包括的な対応

3 心のサポーターの養成等普及啓発に関する記載を追加

- ・国基本計画や他県計画及び県の実情を踏まえて追記

18

6 第3期 県計画の策定に向けた検討【骨子案】

第3期計画【骨子案】の主なポイント①

1 国の【第3期ギャンブル等依存症対策推進基本計画】との整合

① 国の【第3期ギャンブル等依存症対策推進計画】との整合

- ・公営競技のオンライン化による対応等
 - ⇒【国計画】…アクセス制限、購入限度額設定の利用促進、相談拠点等からアクセス制限制度等を紹介
 - ⇒【県】…相談拠点等からアクセス制限制度等を紹介
 - ⇒【関係事業者】…本人・家族申告によるアクセス制限の強化
- ・若年者対策の強化
 - ⇒【国計画】…インターネットを活用した若年者向け普及啓発の強化、教育委員会等との連携強化、多様な相談手段の検討
 - ⇒【県】…大学生等への普及啓発、学校教育における予防教育、若年層が利用しやすい相談手段、ゲーム障害・ネット依存対応
- ・依存症対策の基盤整備等
 - ⇒【国計画】…専門医療機関等の整備の推進、地域の相談拠点と司法書士等の連携強化
 - ⇒【県】…専門医療機関等の整備の推進、地域の相談拠点と司法書士等の連携強化
- ・オンラインカジノ対策
 - ⇒【国計画】…賭博の運営に関与する者の取締り強化、違法性等の周知、サイトへのアクセス対策
 - ⇒【県】…県警による取締り強化、違法性等の周知啓発

6 第3期 県計画の策定に向けた検討【骨子案】

第3期計画【骨子案】の主なポイント②

2 現状の課題感を踏まえて今後の方向性を検討

② 現状の課題感を踏まえた今後の施策の方向性

- ・オンライン化の進展及び若年者対応
 - ⇒若年者を含め、時間や場所を問わずギャンブル等に接することのできる環境を踏まえ、学校、家庭等における予防教育やSNS等を活用した普及啓発を一層推進する必要がある。
- ・本人及び家族の早期相談・早期支援
 - ⇒本人が問題を認識しにくく、その家族が先に疲弊してしまうことから、早期に相談できる環境を整えるとともに、相談を必要な医療や回復支援につなげることが重要。
- ・相談、治療から回復支援までの継続的な支援
 - ⇒相談後の治療や回復支援への接続、治療と社会生活との両立、医療機関から自助グループ等の地域資源への移行など、本人の状況に応じて継続的に支援に繋ぐことが重要。
- ・多重債務等の関連問題への包括的な対応
 - ⇒ギャンブル等依存症に関連する多重債務は、本人およびその家族の生活に大きな影響を及ぼすほか、犯罪等の問題に繋がる場合があるため、依存相談や医療、消費生活相談や司法等との連携を図り、本人及びその家族を適切な支援につなげる必要がある。

6 第3期 県計画の策定に向けた検討【骨子案】

第3期計画【骨子案】の主なポイント③

3 心のサポーターの養成等普及啓発に関する記載を追加

ゲートキーパーとの役割の整理		取組の方向性
自殺対策の観点から、悩みを抱える人の変化に気づき、声をかけ、必要な支援につなぎ、見守るゲートキーパーと区別し、心のサポーターは、精神疾患やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及や傾聴を通じ、こころの不調について話やすく、支え合うことのできる地域づくりを担うものとして位置づける。		依存症を含む精神疾患等に対する地域の理解を深め、本人及びその家族が孤立しにくく、相談しやすい環境作りのため、心のサポーターの養成等を通じて、精神疾患に関する普及啓発の取組を促進する。
観点	心のサポーター	(参考) ゲートキーパー
主な政策上の位置付け	精神保健・メンタルヘルス、精神障害にも対応した地域包括ケア	自殺対策
主な目的	精神疾患等への正しい知識・理解を広げ、偏見をなくし、 身近な人を支える	悩んでいる人に気づき、必要な支援につなぎ、見守る
中心となる役割	正しい知識・理解 + 傾聴を中心とした支援	気づき、声かけ、傾聴、つなぎ、見守り
養成の考え方	自治体及び団体等が主催の心のサポーター養成研修を受講して養成	特別な研修・資格がなくても誰でも担える
社会全体への狙い	精神疾患へのスティグマの解消、共生できる地域づくり	自殺の防止、孤独・孤立の防止

21

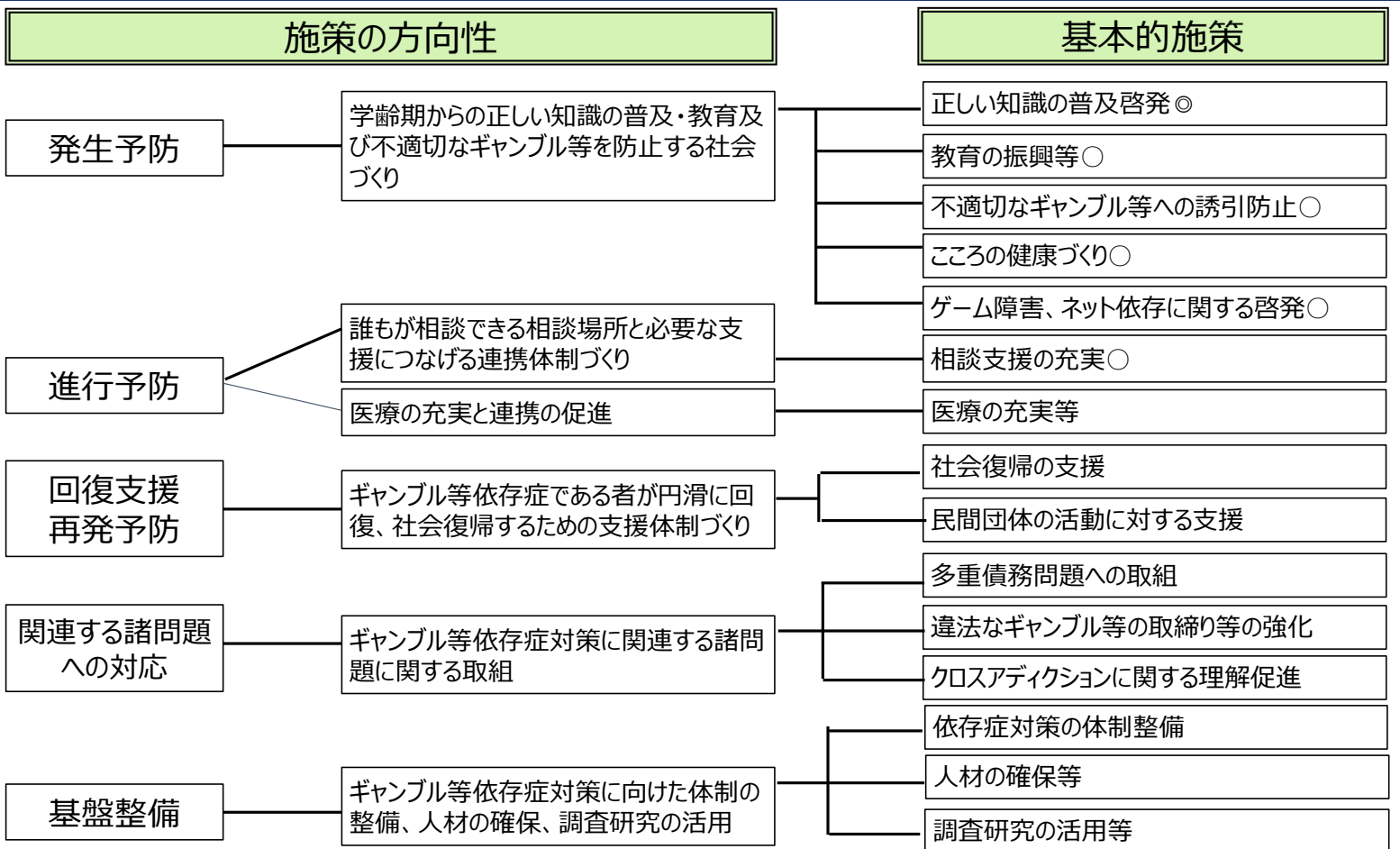
7 第3期 県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定【骨子案】

※第2期県計画の体系を基本的に継承しつつ、国基本計画の変更及び県内の課題を踏まえ、取組を充実

	第3期計画（案）	
基本理念	ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症である者又はその疑いがある者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援することで、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す。	
	ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図る。	
	医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図る。	
重点目標	①学齢期の段階からギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防	
	②ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制の整備	
施策の方向性	発生予防	(1)学齢期からの正しい知識の普及・教育及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり
	進行予防	(2)誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる連携体制づくり
		(3)医療の充実と連携の促進
	回復支援 再発予防	(4)ギャンブル等依存症が円滑に回復・社会復帰するための支援体制づくり
	関連する諸問題への対応	(5)ギャンブル等依存症に関連する諸問題に対応する期間との連携
	基盤整備	(6)ギャンブル等依存症対策に向けた体制の整備、人材の確保、調査研究の活用

22

7 第3期 県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定【骨子案】



※若年層対策について新規で取り組むもの◎
若年層対策について拡充で取り組むもの○

23

7 第3期 県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定【骨子案】

I 計画策定の趣旨等	V 基本的施策
1 計画策定の趣旨	(5)ゲーム障害・ネット依存に対する啓発
2 計画の位置付け、期間	2 進行予防
3 計画の基本理念及び基本的な考え方	(1)相談支援の充実
4 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）、ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務	(2)医療の充実等
5 ギャンブル等依存症を含む依存症の特徴等	3 回復支援・再発予防
II 本県のギャンブル等をめぐる状況	(1)社会復帰の支援
1 ギャンブル等の状況	(2)民間団体の活動に対する支援
2 ギャンブル等依存症問題の状況	4 ギャンブル等依存症に関連する諸問題への対応
3 ギャンブル等依存症に関連する諸問題	(1)多重債務問題への取組
4 近年の状況変化に対する現状認識	(2)違法なギャンブル等の取締り等の強化
III 第2期計画の評価・課題の抽出	(3)クロスアディクションに関する理解促進
IV 計画の考え方	5 基盤整備
1 重点目標	(1)依存症対策の体制整備
2 施策の方向性	(2)人材の確保
V 基本的施策・主な取組	(3)調査研究の活用
1 発生予防	VI 推進体制等
(1)正しい知識の普及啓発	1 関連施策との有機的な連携
(2)教育の振興等	2 推進体制
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止	3 進行管理
(4)こころの健康づくり	4 活動指標

24

7 第3期 県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定【骨子案】

Ⅴ 基本的施策(詳細)		Ⅴ 基本的施策(詳細)	
1 発生予防		2 進行予防	
(1)正しい知識の普及啓発 ・依存症の理解を深めるための普及啓発 <u>・【新規】オンラインカジノの違法性等周知、心のサポーターの養成等</u> ・関係事業者による普及啓発 ・消費者向けの総合的な情報提供 ・ <u>【拡充】青少年等に対する普及啓発の推進</u>		(1)相談支援の充実 ・消費生活相談における的確な対応 ・関係事業者による相談支援	
(2)教育の振興等 ・ <u>【拡充】ギャンブル等依存症に関する教員の理解の促進</u> ・保護者等への普及啓発の推進		(2)医療の充実等 ・ギャンブル等依存症にかかる医療の充実 ・医療連携の推進	
(3)不適切なギャンブル等への誘引防止 ・ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝 ・本人、家族申告によるアクセス制御の強化 ・ <u>【拡充】20歳未満の者等の利用の禁止等</u>		3 回復支援・再発予防	
(4)こころの健康づくり ・職場における健康づくりの推進 ・地域における健康づくりの推進 ・ <u>【拡充】学校における健康づくりの推進</u> ・地域における包括的相談支援体制の構築		(1)社会復帰の支援 ・ギャンブル等依存症からの回復支援 ・生活困窮者等への支援 ・就労支援者のギャンブル等依存症に関する知識の向上	
(5)ゲーム障害、ネット依存対策 ・県民全体に対するゲーム障害・ネット依存に関する啓発 ・ <u>【拡充】学校教育における啓発</u> ・ゲームやネットへの依存に不安を抱える方に対する支援		(2)民間団体の活動に対する支援	
2 進行予防		4 ギャンブル等依存症に関連する諸問題への対応	
(1)相談支援の充実 ・ <u>【拡充】相談支援体制の充実及び本人・家族への支援</u> ・相談支援者の育成		(1)多重債務問題への取組	
		(2)違法なギャンブル等の取締り等の強化 <u>・【新規】オンラインカジノの取締り強化</u>	
		(3)クロスアディクションに関する理解促進	
		5 基盤整備	
		(1)依存症対策の体制整備 ・ <u>【拡充】包括的な連携協力体制の構築</u> ・関係事業者における体制整備	
		(2)人材の確保	
		(3)調査研究の活用	

25

8 今後のスケジュール

時 期		内 容
令和8年	9月	静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会(第1回)
	10月	静岡県依存症対策連絡協議会(第1回)
	11月	静岡県精神保健福祉審議会
	12月～	パブリックコメント
令和9年	2月	静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会(書面開催)
	2月	静岡県依存症対策連絡協議会(第2回)
	3月	静岡県精神保健福祉審議会(書面開催)
	3月	県議会常任委員会(厚生委員会)報告
	3月末	計画公表

第3期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画【概要版】

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

- ギャンブル等依存症は「やめたくてもやめられない」状態であり、本人及びその家族の日常・社会生活に影響が生じるだけでなく、多重債務や犯罪等深刻な事態が生じる場合がある。
- 令和3年3月に静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、ギャンブル等依存症の発症、進行、予再発の各段階に応じた予防対策を講じてきた。
- これまでの取組から明らかになった課題や、2025年3月に改訂された国の基本計画を踏まえ、第3期静岡県ギャンブル等依存症対策基本計画を策定する。

2 計画の位置づけ・期間

- ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づく県計画
- 令和9年～令和11年（3年間）

3 計画の基本理念及び基本的な考え方

- （1）計画の基本理念
- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症である者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援することで、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す。
 - ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図る。
 - 医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図る。

（2）基本的な考え方

①PDCAサイクルによる計画的な普段の取組の推進

②他機関の連携・協力による総合的な取組の推進

5 ギャンブル等依存症を含む依存症の特徴等

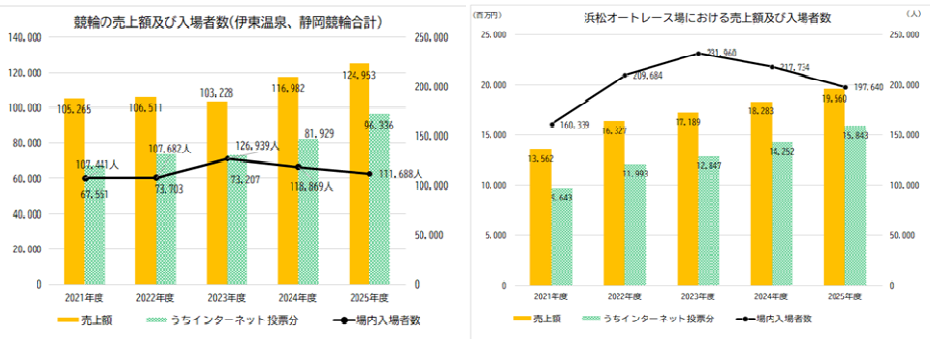
1 国ギャンブル等依存症対策推進基本計画の改定

社会状況の変化	生活様式の変化等により、公営競技におけるインターネット投票の利用が増加	自治体における相談拠点や専門医療機関の整備が進み、依存症対策の体制整備が全国的に進展
今後の取組の方向性	社会状況の変化を踏まえ、インターネット投票における依存症対策の充実	依存症対策の更なる発展のため、関係機関の連携の強化を進め、包括的な支援の実現

II 本県のギャンブル等をめぐる状況

1 ギャンブル等の状況

●公営競技（競輪・浜松オート）におけるインターネット投票の状況



III 第2期計画の評価・課題の抽出

1 昨年度協議会での主な意見等

インターネット投票の普及による影響(時間・場所を問わず投票が可能)

スマホをギャンブルの入り口として若年層まで利用しやすい環境

児童生徒及び保護者への適切な知識普及が重要

仮想通貨等、新しいギャンブル等依存症が出てきている

ギャンブル等依存症の自然寛解率は5%程度であり、治療の有効率が高い

2 課題感

オンライン化の進展及び若年者対応

オンラインカジノをめぐる問題への対応

当事者及びその家族の早期相談・早期支援

相談、治療から回復支援までの継続的な支援

多重債務等の関連問題への包括的な対応

IV 計画の考え方

1 重点目標

- 学齢期の段階からギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防
- ギャンブル等依存症に関する予防及び相談からの治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

VI 基本的施策・主な取組

段階	施策の方向性	基本的施策・主な取組	主な活動指標	現状(R7)	目標値
発症予防	正しい知識の普及・教育及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり	【正しい知識の普及啓発、教育の振興等】 ・オンラインカジノの違法性等周知 ・心のサポーターの養成等普及啓発	県民向け依存症フォーラム等の開催	年1回	調整中
		【不適切なギャンブル等への誘引防止】 ・ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告宣伝	心のサポーターの養成	〇人	
		【こころの健康づくり】 ・学校、職場、地域等でのメンタルヘルス対策の推進	教職員向け研修の開催回数	年1回	
		【ゲーム障害、ネット依存の啓発】 ・教育関係者、一般県民に対する理解促進	ゲートキーパーの養成	78,472人	
進行予防	誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる連携体制づくり	【相談支援の充実】 ・相談支援体制の充実と本人・家族への支援 ・相談支援者の育成 ・消費生活相談における適切な対応	ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップ開催	年6回	
		【医療の充実と連携の促進】 ・医療従事者養成 ・医療連携の推進	精神保健福祉センター主催の相談会実施回数	年22回	
再発予防	ギャンブル等依存症である者が円滑に回復・社会復帰するための体制づくり	【社会復帰の支援】 ・自助グループと連携した回復支援	医療従事者向け研修の受講者数	167人	
		【民間団体の活動に対する支援】 ・自助グループが担う役割の周知、活動支援	リカバリーミーティングの実施	年24回	
関連問題への対応	関連する諸問題に対応する機関の連携	【多重債務問題への取組】 ・消費生活センターなど相談機関での対応強化	依存症者家族向け講演会の開催	年1回	
		【違法なギャンブル等の取締りの強化】 ・オンラインカジノの取締り強化	生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者における研修の開催回数	年1回	
		【クロスアディクションの理解促進】 ・依存症支援者研修等での周知	依存症問題従事者研修の実施回数	年1回	
基盤整備	ギャンブル等依存症対策に向けた体制の整備、人材の確保、調査研究	【依存症対策の体制整備】 ・包括的な連携体制の構築	連絡協議会の開催回数	年1回	
		【人材の確保】【調査研究の活用】 ・依存症相談指導者研修(国実施)への参加		年1回	

VII 推進体制等

●関連施策との有機的な連携

静岡県保健医療計画、静岡県健康増進計画及び静岡県アルコール健康障害対策推進計画に基づく施策との有機的な連携

●推進体制

庁内関係課室等と相互連絡・調整を行い、本計画の取組を推進

●進行管理

国の実態調査の結果を踏まえて、計画の有効な指標を設定 必要に応じた計画の見直し

静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年10月5日施行）及びギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月19日閣議決定）を受け、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進することを目的として、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県のギャンブル等依存症対策に係る計画の策定に関すること。
- (2) (1)の計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) その他ギャンブル等依存症対策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織及び役員)

第3条 協議会は、ギャンブル等依存症に関連する団体の推薦を受けた者、学識経験者、行政機関（静岡県保健所長会を除く。）、教育委員会及び警察本部からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長をおき、会長は、委員の互選によって定める。
- 3 協議会の議長は、会長が行う。
- 4 協議会の副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。
- 5 議題の内容によっては委員を追加することができる。
- 6 県の関連行政機関は必要に応じて協議会に出席する。
- 7 協議会は、静岡県依存症対策連絡協議会のギャンブル等依存症部会に位置づける。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の欠員による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害福祉課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。